

## ■自動振込規定

### 1 自動振込の取扱い

自動振込は、振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）の加入者（以下「払出加入者」といいます。）が当行所定の方法により指定した時期に指定した他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座又は貯金口座（第8条第4項において「預貯金口座」といいます。）に継続して当該払出加入者の振替口座の預り金の状況に応じて当該払出加入者があらかじめ指定した金額に相当する預り金を払い出してこれを振り込む取扱いです。

### 2 自動振込の基準

自動振込の時期及び金額は、次のとおりとします。

- ① 自動振込の時期は、払出加入者が指定する日とします。
- ② 自動振込の金額は、払出加入者の振替口座の現在高（当該振替口座が総合口座（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座をいいます。以下同じとします。）の場合にあつては、通常貯金又は通常貯蓄貯金（総合口座取引規定の適用のあるものをいいます。）の現在高を含みます。以下この条及び第8条第5項において同じとします。）の状況に応じて当該払出加入者が指定する金額とします。この場合、当該振替口座の現在高については、通常貯金規定第2条（預入することができる証券等）又は通常貯蓄貯金規定第2条（預入することができる証券等）の証券等（その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。）で、その預入の日から起算して4日（日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。））（以下この②において「日曜日等」といいます。）がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過していないものに表示された金額は除きます。
- ③ ②及び第8条第5項の適用については、当行が別に定める場合を除き、当行所定の自動振込料金を控除した額を現在高とみなします。

### 3 利用の申込み

払出加入者が、自動振込を受けようとするときは、当行所定の書類に初回振込日、自動振込の時期及び金額、最終振込日（指定する場合に限りません。）その他必要事項を正確に記入し、記名押印（又は署名）のうえ、一般口座（総合口座以外の振替口座をいいます。第6条及び第8条第1項において同じとします。）の加入者にあつては加入者払出店（加入者が一般口座から払出しをするためにあらかじめ指定した一の本支店等（当行の本支店若しくは出張所又は郵便局をいいます。以下「本支店等」といいます。）をいいます。第6条及び第8条第1項において同じとします。）に、総合口座の加入者にあつては通常貯金又は通常貯蓄貯金の通帳（第6条及び第8条第1項において「通帳」といいます。）を添えて本支店等に提出してください。

#### 4 自動振込

当行は、前条の当行所定の書類に記載された自動振込の内容（第6条の届出があった場合には変更後の内容）に従って、振込資金及び自動振込の料金を相当する預り金を払出加入者の振替口座から払い出します。この場合、払出書の提出は必要ありません。

#### 5 料金

自動振込については、当行所定の自動振込の料金を払出加入者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。

#### 6 利用内容の変更の届出

払出加入者が、自動振込の時期若しくは金額又は最終振込日（指定した場合に限ります。）を変更しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、一般口座の加入者にあつては加入者払出店に、総合口座の加入者にあつては通帳を添えて本支店等に届け出てください。

#### 7 取扱いの終了

自動振込の取扱いは、第3条の当行所定の書類に記載された最終振込日（前条の届出があった場合には変更後の最終振込日）の経過をもって終了します。

#### 8 利用の廃止等

- (1) 払出加入者が、自動振込の利用を廃止しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、一般口座の加入者にあつては加入者払出店に、総合口座の加入者にあつては通帳を添えて本支店等に届け出てください。
- (2) 払出加入者の振替口座の解約の請求があつた場合又は払出加入者の振替口座について振替貯金口座規定第29条（解約）第4項若しくは第5項により解約とされた場合は、前項の廃止の届出があつたものとして取り扱います。
- (3) 払出加入者の振替口座について、当行所定の事由により取引の制限又は取扱いの停止がされている期間中、自動振込の利用についても停止することがあります。
- (4) 受取人の預貯金口座がない等の事由により自動振込ができなかったときは、当行は自動振込の利用を停止し又は廃止することができるものとします。
- (5) 振替口座の現在高の不足により、自動振込が継続して1年間できなかったときは、当該期間経過後自動振込はいたしません。

#### 9 印鑑照合

自動振込に関する手続に使用された書類の印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社は責任を負いません。

#### 10 規定の適用

自動振込には、この規定のほか、「振込規定」が適用されます。ただし、振込規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

#### 11 規定の改定

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

#### 附 則

(実施期日)

この改正規定は、2020年4月1日から実施します。